

新編武藏風土記稿卷之一

總國圖説

(調地)

武藏舊全圖なし、當代に至て正保・元祿官本二圖あり、
 【治世略記】曰、正保元年十二月二十五日、日本國郡並
 諸城之繪圖可調進旨有上意、經年數出來【舊令集】曰、
 正保三年二月二十八日、奉行井上筑後守政重・宮城越
 前守和甫等處分し、武藏圖被仰付衆、松平伊豆守信綱
 ・阿部豊後守忠秋・阿部對馬守重次・伊奈半十郎忠治、
 【條令略】曰、道法三十六町を一里とし一里山を記、其
 所より三十六町を度て一里山を置、本道は朱線大、脇
 道は小、名山・大川及渡津廣狹悉圖すべしと、成功の
 後明曆中に至て官庫に收む、今是を正保古圖とす、又
 慶安元年十二月十一日、飯河善左衛門某、小田切新右
 衛門某、雨宮權左衛門某等に武藏・上總二國圖改定の
 命ありと日記に見ゆ、想に信綱等其事を勤むといへど
 も事亦小ならず、由て空く年月を經し故、慶安に至て

(租貢)

三員を増加せられしならん、元祿十年閏二月四日、國
 圖重修の命あり、寺社奉行井上大和守正岑奉り、官庫
 の舊圖を借受奉て、大名及寺社領を検査し、萬石以下
 諸士の知行は大目付安藤筑後守信峰、勘定奉行松前伊
 豆守喜廣或記に松平美濃守
 久員因幡守正方等其事に預り
 十五年十一月功を奏して御庫に收む、是を元祿新圖と
 す、今此二圖を參考併て一圖とし、總國縮圖を作、
 武藏國は氏の分野に屬す、江戸の地北極出地三十五度半、
 或は三十六度水土考國の大抵巽を首とし、乾を尾とす、南
 北表相摸國志名野坂鎌倉郡より、上野國新町宿綠野郡界
 勅使河原賀美迄三十二里十九町、東西廣下總國松戸渡界
 金町村より松戸は總州、金町は甲斐國鴈坂峠山梨郡界迄四
 十一里一町廣表里程正
 保檢査に據此武甲の界は、山林岑蔚の地にして
 人跡の及ばざる所凡七八里もあるべしと云、此邊秩父郡
 は開國最初の地なり、三峰を鎮として連山併峙し、多西
 ・都筑數郡大小の諸山波濤の如く朝宗す、東の方は利根川
 及其支流海に疏通し、大城の前後平坦の地廣大なり、是
 故に魚鹽の利山野の産に富む、【正保改定圖】高九十八
 萬二千三百二十七石九斗六升五合八勺、此後玉川次左衛
 門某・野村次郎右衛門某等武藏野開墾の功を起し、寛文